

吸収合併に係る事後開示書面

2022年3月1日

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役 山本豊

当社は、2022年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社個別進学館を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に際し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2022年3月1日

2. 消滅会社（株式会社個別進学館）における次の事項

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

株式会社個別進学館は、当社の完全子会社であったため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

（2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

株式会社個別進学館は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

また、株式会社個別進学館は、会社法第789条の規定に基づき、2022年1月14日付で官報及び日刊工業新聞により公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

なお、株式会社個別進学館は、新株予約権は発行していなかったため、新株予約権の買取請求について、該当事項はありません。

3. 存続会社（当社）における次の事項

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、株主からの差止請求について該当事項はありません。

（2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

また、当社は、会社法第799条の規定に基づき、2022年1月14日付で官報及び電

子公告により公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社（当社）が消滅会社（株式会社個別進学館）から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、消滅会社である株式会社個別進学館からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社（株式会社個別進学館）が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 本吸収合併の変更の登記をした日

2022 年 3 月 1 日（予定）

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2022年1月14日

(存続会社)

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

株式会社早稲田アカデミー

代表取締役 山本豊

当社は、当社と株式会社個別進学館（以下「消滅会社」といいます）との間の吸収合併（以下「本合併」といいます）に際し、吸収合併存続会社として、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容

〔別紙1〕のとおりであります。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

消滅会社は当社の完全子会社であるため、本合併につき合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社に関する事項

(1) 会社成立の日における貸借対照表の内容

〔別紙2〕のとおりであります。

(2) 会社成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社において、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併後における当社の債務の履行に支障はないものと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、別途開示いたします。

以上

<添付書類>

別紙１：合併契約書写し

別紙２：消滅会社の成立の日における貸借対照表

合 併 契 約 書

株式会社早稲田アカデミー

株式会社個別進学館



合 併 契 約 書

株式会社早稲田アカデミー（以下「甲」という。）及び株式会社個別進学館（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

（合併をする会社の商号及び住所）

第2条 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社早稲田アカデミー

住所：東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社個別進学館

住所：東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

（合併の効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意のうえ、これを変更することができる。

（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

第4条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（増加すべき存続会社の資本金等）

第5条 甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第7条 甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の管理)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良なる管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認が得られないとき又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意のうえ、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙がその写しを保管する。

2021年12月24日

(本店) 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

甲 (商号) 株式会社早稲田アカデミー

(代表者) 代表取締役 山本 豊



(本店) 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

乙 (商号) 株式会社個別進学館

(代表者) 代表取締役 伊藤 誠





(株)個別進学館 貸借対照表 (設立時)

2021年11月5日時点

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
普通預金	30,000,000	資産除去債務	3,299,797
商品	5,456,932	資本金	60,000,000
貯蔵品	169,377	資本準備金	30,000,000
建物付属設備	7,461,553	他資本剰余金	3,772,753
資産除去債務資産	1,082,777		
ソフトウェア	22,450,985		
保証金	28,656,118		
長期前払費用	1,794,808		
計	97,072,550	計	97,072,550